

YM f g ウェルサポート法人会員規約

株式会社 北九州銀行

当社（以下「甲」といいます。）は、株式会社北九州銀行（以下「乙」といいます。）の、YM f g ウェルサポート法人会員規約（以下「本規約」といいます。）に同意の上、「YM f g ウェルサポート」（以下「本サービス」といいます。）を申し込むものとし（以下「本申込」といいます。）、本サービスの申込をした場合、本規約に同意したものとみなします。

第1条（目的）

甲は、本規約に定める諸条項に従い、乙の提供する本サービスを利用できる権利を有するものとします。

第2条（会員）

1. 甲は、本サービスの加入申込書において本規約に同意の上、申し込みを行い、乙が承認した甲を法人会員、また、その法人会員の役員及び従業員を個人会員と称します。
2. 法人会員は、個人会員に対して無償で福利厚生サービスを提供する目的でのみ本サービスを利用できるものとし、本サービス（本サービスをその要素とするサービスを含みます。）を、直接的であると間接的であるとを問わず、収益（個人会員から金銭等を受領することを含むがこれに限られません。）を得る目的で利用してはなりません。
3. 第1項に定める乙の承認時に、本サービスの申し込みが完了するものとし（以下「本契約」といいます。）、法人会員および個人会員は本サービスを本規約に従い利用することができるようになるものとします。
4. 本申込及び本サービスの利用は、甲と乙が給与振込元請契約を締結していることを条件とします。

第3条（本サービスの内容）

1. 法人会員および個人会員は、本サービスを会員資格の有効期間中利用できるものとします。
2. 法人会員および個人会員には、乙と提携する会社（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するサービスおよび利用することができる特典（以下「特典」といいます。）を景品として提供する場合があります。
3. 特典は、サービス提供会社が一切の責任を持って提供するものであり、会員とサービス提供会社との間でトラブル等が生じたとしても、乙は一切の責任を負いません。
4. 法人会員および個人会員は、特典の利用にあたっては、各サービスの利用条件に従うものとします。
5. 個人会員は、乙が別途定める「YM f g ウェルサポート個人会員規約」の規定に従ってサービス等の提供を受けることができます。
6. 乙は、本サービスの内容を専用サイトに掲載します。乙はその裁量によりいつでも本サービス内容を変更することができるものとし、その内容の変更に当たり甲への通知を要しないものとします。
7. 本契約締結後、個人会員は、乙、株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行（当該3社を以下、「グループ銀行」といいます。）が提供する本サービスの利用が可能となります。ただし、個人会員が、当該個人会員の給与受取口座がないグループ銀行で本サービスを利用する場合、本サービスの利用を一部制限する場合がありますので、法人会員は、個人会員に対して、その旨及び個人会員の給与受取口座があるグループ銀行において本サービスを利用するよう周知するものとします。

第4条（本サービスの利用可能範囲）

1. 本サービスの提供を受けることができる者は、甲に勤務する個人会員本人とします。
2. 甲は本サービスを甲に勤務する個人会員（本契約の有効期間中に甲の役員及び従業員となった者を含みます。）以外の第三者のために利用してはならないものとします。

第5条（本サービスの提供）

1. 災害、その他乙の責めに帰すべき事由によらずして本サービスを提供することができない場合、乙は本サービスの全部または一部を必要な期間停止することができます。
2. 乙は本サービスの全部または一部の停止により甲に生じた如何なる損害（直接損害、間接損害、逸失利益を含みますが、これに限られません。）について、一切の責任を負わないものとします。

第6条（本契約に係る意思決定・優越的地位の濫用防止）

1. 甲と乙は、本申込に当たり、甲乙間の既存の取引関係に左右されず、自らの意思により申込を行うものであることを相互に確認します。
2. 乙は、甲が乙より本サービスの提供を受けることを、甲に強制するものではなく、甲は乙より本申込及び本サービスの提供につき如何なる強制も受けていないことを確認します。
3. 乙は、甲が本サービスの提供を受けないこと、または本契約を終了させることを理由として、甲乙間の銀行取引に関して甲に不利益を与えてはならないものとします。
4. 甲は、個人会員に対して、乙との金融取引を強制してはならないものとします。また、甲は、甲の役員及び従業員に対して、本サービスにかかるサービスが強制されるものではない旨を説明するものとします。

第7条（料金）

甲は、本サービスのうち、料金を支払う規定のあるサービス等以外のサービスについては、無償で利用することができます。ただし、将来的に規約の変更や追加サービスの提供等により、料金が発生する場合、事前に乙から甲に通知するものとします。

第8条（乙の免責）

1. 乙は、本規約に明示的に定める場合を除いては、本サービスについていかなる保証もするものではありません。
2. 乙は、本サービスの利用により甲に生じた如何なる損害（直接損害、間接損害、逸失利益を含みますが、これに限られません。）についても、一切の責任を負わないものとします。

第9条（禁止行為）

1. 甲は、本サービスを第2条に定める目的のみに利用するものとし、本サービスを第三者に利用させ、または本サービスにより得られた成果や本サービスに含まれる一切の情報を第三者に利用させ、もしくは開示漏えいしてはならないものとします。
2. 甲は、以下に定める事項に該当する行為（以下「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。
 - ① 第三者の名誉、プライバシー、その他の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為
 - ② 犯罪行為または犯罪行為を誘因するおそれのある行為

- ③ 猥亵性のあるもの、射幸心をあおるもの、その他公序良俗に反する行為
 - ④ 有償無償を問わず、本サービスまたは本サービスに類似する利益を第三者に提供する行為
 - ⑤ 有償無償を問わず本サービスおよび本サービスに含まれる全部もしくは一部の情報、または本サービスに付随して乙が甲に対して提供した一切の資料等を第三者に頒布、販売し、もしくは閲覧させ、または無断で転載する行為
 - ⑥ 本サービスに付随して乙が甲に対して提供した一切の資料等を、乙に無断で複製、偽造する行為
 - ⑦ 本契約に違反する行為
 - ⑧ その他、乙が不適切と判断する行為
3. 乙は、第三者による本サービスの無断使用等により甲に損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。
4. 乙は、甲の禁止行為を発見した場合には、直ちに本サービスの利用を停止することができ、甲の禁止行為により乙が損害を被った場合には、甲に対して当該損害の賠償を請求することができます。

第10条（秘密保持義務）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた相手方に関する一切の情報を、本契約の有効期間中のみならず本契約期間終了後も、相手方の事前の承諾を得ることなく、本契約の目的以外に使用しないものとし、また、第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではないものとします。

- ① 開示を受けたとき、既に所有していた情報
- ② 開示を受けたとき公知の情報、または開示を受けた後、被開示当事者の責によらず公知となった情報
- ③ 正当な開示権限を有する第三者から適法に秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- ④ 開示された情報を使用することなく、独自の開発等を通じて自ら知得したことが証明できる情報
- ⑤ 官公庁又は法律の要求により、開示を義務づけられた情報（ただし、開示の範囲は必要最小限に限られる。）

第11条（個人情報の取扱い）

甲および乙は、個人情報保護の義務を遵守し、個人情報が漏洩しないよう個人情報の安全管理措置を実施するものとします。

1. 乙は、会員登録に際して法人会員又は個人会員より届けられた「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）（以下、「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報（以下、「個人情報」という。）並びに提携サービス等を利用する際に個人会員をいいます。以下同じです。また、個人会員とあわせて、以下「個人会員等」と総称する）より取得した個人情報を、乙が別に定める個人情報保護方針

（URL: <https://www.kitakyushubank.co.jp/other/policy/policy.html>）および株式会社山口フィナンシャルグループが別に定める個人情報保護方針

（URL: <https://www.ymfg.co.jp/policy/privacy.html>）に従い、取り扱うものとします。

2. 乙は、個人会員等に係る個人情報を厳に秘密として管理し、本人の事前の承諾なく第三者に提供又は開示しないものとします。ただし、次の各場合には、本人の事前の同意なくして乙は、第三者に対して個人情報を提供又は開示できるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困

難であるとき

- (3) 公衆の衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 個人情報保護法及びその他関係諸規則に違反しない方法で提供する場合
 - (6) 「YMF Gループにおけるお客さま情報の共同利用について」を公表し、その範囲内で提供する場合
3. 前項の規定にかかわらず、乙は、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」第1項において定める利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを第三者に対して業務委託する場合があります。
4. 第2項の規定にかかわらず、乙は、個人会員等にかかる個人情報について、本サービスの委託元である法人会員に対し、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」第1項において定める目的で利用するために提供する場合があります。
5. 法人会員の退会、個人会員の退職等により個人会員が会員資格を失った場合、その個人情報については、乙は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約又は協議により消去又は廃棄します。ただし、法令等諸規則に基づき乙が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではありません。
6. 法人会員は、乙が本サービス提供の目的のために個人会員にかかる個人情報を取得し、また必要に応じて本条第2項、第3項及び第4項に定める態様により第三者に提供又は開示をすることがあることを、個人会員に対し事前に周知せしめ、かつ、承諾させるものとします。

第12条（甲の役員及び従業員の退職）

乙は、本契約の有効期間中に甲の役員及び従業員が退職した場合には、退職した甲の役員及び従業員（以下「退職従業員」といいます。）に対する本サービスの提供を、以下のとおり停止します。

- ① 退職従業員は、一切本サービスの新たな利用をできないものとします。
- ② 退職従業員が、乙より提供された本サービスが提供する利益を享受できる券類を所持していた場合は、これを無効とします。

第13条（法人会員及び個人会員資格の有効期間）

1. 法人会員の本契約の有効期間は申込完了日から1年間を契約期間とします。ただし、契約期間満了の前月末日（当日が乙の営業日でない場合は前営業日）までに、甲より、所定の手続きによる退会の届出がない限り、更に1年間契約を延長するものとし、以降毎年同様とします。
2. 每年3月末に、乙にて法人会員資格の条件判定を行い、法人会員資格を失効した場合は、条件判定年の4月中に甲の登録住所へ書面にて通知します。そのうえで、法人会員、個人会員ともに条件判定年の5月末日で会員資格は無効となります。

第14条（会員資格の喪失）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知・催告を要せず即時に法人会員の会員資格を喪失させることができます。この場合、法人会員は乙が法人会員の会員資格の喪失を通知した日付けで自動的に会員資格を喪失するものとします。
 - ① 支払停止もしくは支払不能の状態になったとき、または電子交換所の取引停止処分を受けたとき

- ② 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、租税滞納処分を受けたとき、またはそのおそれがあるとき
- ③ 破産、会社更生、民事再生、特別清算もしくは特定調停等の法的整理手続またはこれに類似する手続の申立てまたは開始があったとき
- ④ 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- ⑤ 法人会員の加入申込書の内容に虚偽の記載があったとき
- ⑥ 重大な過失または背信行為があったとき
- ⑦ その他、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- ⑧ その他本契約を継続し難い重大な事由があるとき
- 2. 本条に基づく本契約の解除は、解除された相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
- 3. 事由の如何にかかわらず法人会員資格が終了した場合、乙は本サービスの提供を停止するものとします。この場合、当該時点における甲の役員及び従業員について第12条の規定を準用します。
- 4. 本条第1項により法人会員が本サービスの会員資格を喪失した場合、当該法人会員に属する個人会員は、法人会員の会員資格喪失日付で、自動的に会員資格を失うものとします。
- 5. 法人会員は、会員資格を喪失した場合には、当該法人会員に属する個人会員に対して、自らの責任により、本サービスの会員資格の喪失について必要な周知を行うものとします。

第15条（損害賠償）

甲または乙は、相手方が本規約に定める条項の一に違反し、これにより損害を被った場合は、相手方に対して損害の賠償を請求できるものとします。ただし、本契約に関して乙が甲に対して負うべき損害賠償責任は、債務不履行、不法行為その他の請求原因の性質ないし名目にかかわらず、甲が現実に被った通常の直接損害のみを対象としますが、乙の故意または重大な過失による損害が発生した場合には、この限りではありません。

第16条（退会及び中途退会）

- 1. 法人会員が中途退会する場合、中途退会日は暦月の末日付とし、退会希望月の前月末日（当日が乙の営業日ではない場合には前営業日）までに、乙に退会の意思を通知のうえ、所定の様式にて退会手続きを行います。
- 2. 個人会員が退会するにあたっての届出は必要としません。

第17条（サービス内容の変更及び規約の変更）

- 1. 乙は、本サービスの健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、乙が必要と判断した場合には、法人会員及び個人会員への事前の通知を行うことなく、本サービスの内容を変更（サービスの終了を含みます。）することができます。
- 2. 乙は、前項のサービス内容の変更を行う場合、本サービスの専用サイト内での掲示により、これを周知するものとします。
- 3. 乙は、本サービスの健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、乙が必要と判断した場合には、本規約を改定（変更及び廃止を含む。）することができます。

- 4. 乙は、前項の改定を行う場合、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びにその効力発生時期について、法人会員に対して事前に本サービスの専用サイト内での掲示等により告知又は周知するものとし、当該改定は、告知等に定める日より適用されるものとします。

第18条（反社会的勢力でないこと等の確認）

- 1. 甲及び乙は、甲乙間の契約に際し、現在、暴力団・暴力団員・暴力団でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標榜うゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約するものとします。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宣を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準じる行為
- 3. 甲及び乙は、自らの下請または再委託先業者（下請または再委託先が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ）が第1項に該当しないことを確認し、将来にわたっても同項もしくは第2項各号に該当しないことを誓約します。
- 4. 甲及び乙は、甲乙間の契約に関する下請または再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに下請または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置をとるものとします。

第19条（反社会的勢力でないこと等の確認に違反した場合の契約の解除）

- 1. 甲または乙が、前条（反社会的勢力でないこと等の確認）に違反した場合、その相手方は、何らの催告なしに直ちに本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。
- 2. 前項の適用により、契約を解除された側に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償の責を負いません。また、契約を解除した側に損害が生じたときは、相手方は損害賠償の責を負うものとします。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約および本規約に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規約に基づく諸取引に関しての訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店または取引店の所在地を管

轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（不可抗力）

甲および乙は、戦争、内乱、暴動、自然災害、政府機関の命令、労働争議等の不可抗力により、本契約に定められた権利および義務の一部または全部にわたってその遂行を妨げられた場合には、相手側に速やかに通知するものとし、その事態が継続する期間は、その権利および義務の遂行が猶予されるものとします。

第22条（協議）

本規約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決を図るものとします。

以上

（2026年1月5日制定）